商品概要説明書

【住宅財形（金銭信託コース）】

三井住友信託銀行株式会社
（平成 26 年 5 月 7 日現在）

●この「商品概要説明書」は､財産形成住宅信託の商品内容の概要を記載したものです。

項　　目	内　　容
1.商品名＜愛称＞	・財産形成住宅信託 ＜愛称・住宅財形(金銭信託コース)＞
2.ご利用になれる方	・委託先事業主の従業員で、契約締結時満５５歳未満の方に限ります。
3.信託期間	・５年以上(５年間の満期日自動延長扱い) ・積立期間は５年以上必要です。 ・満期日前２年以内に積立てをした場合、満期日は積立日から２年後に延長されます。
4.運用	・信託金は、当社の指定金銭信託でお預りします。 ・指定金銭信託の運用の基本方針、運用方法・運用制限は、指定金銭信託の商品概要説明書をご覧ください。
5.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入単位	 ・給与・ボーナスからの天引き積立てです。 ・１,０００円以上１,０００円単位
6.支払方法 (1)元本の支払 (2)収益金	 ・原則として持家の取得等の費用に充てる場合に、ご指定の方法により支払ます。 ・収益支払日(３・９月 26 日)に元本に組入れます。
7.予定配当率	・長期プライムレートその他の市場金利等を参考に当社が決定し、店頭の金利表示ボードに表示します。 ・予定配当率はお預入後毎年３・９月 26 日に変更します。 **・指定金銭信託は、金利情勢等に応じて予定配当率を半年毎に見直す変動金利商品です。** **・予定配当率は、それによる収益の支払を当社が保証するものではありません。（利益補足契約はありません）**
8.収益金の計算方法	・指定金銭信託５年ものの予定配当率により、毎年３・９月 25 日に半年単利計算します。(付利単位は１００円)
9.手数料	―

商品概要説明書

10. 付加できる特約事項	―
11. 中途解約 (1) 中途解約の方法 (2) 一部解約 (3) 中途解約時の支払額 (4) 解約手数料	 **・原則として持家取得以外の払出し・解約はできません。** ・やむを得ない事由で持家取得支払以外の払出しをする場合はこの信託を全部解約していただきます。 ・持家取得支払の場合に限り持家の取得等の前に一定の条件で一部の解約ができます(１回のみ)。 この場合、一部解約後２年以内かつ持家の取得等から１年以内に残額を解約していただきます。 ・持家取得支払　　… 経過収益金を元本とともにお支払いします。一部解約の場合は元本のみをお支払いします。 ・持家取得支払以外 … 経過収益金からその日に店頭表示する解約手数料および税金(追徴税額を含む)を差引きのうえ、元本とともにお支払いします ただし初回積立から 7 年を経過している場合は、解約手数料をいただきません。 ・解約手数料は当社店頭に掲示します。 ・解約手数料は、金利情勢の変動等により変更となることがあります。 ＜参考＞平成 26 年 5 月 7 日現在 解約手数料　解約額１，０００円につき１円
12. その他参考となる事項	**・指定金銭信託は貸出金や値動きのある有価証券等への運用を行いますが、運用資産の状況等により元本を下回る場合も、当社が元本補填契約で補填します。(元本保証商品)** **・また、元本は預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻しを停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。信託収益については預金保険制度の対象ではありません。** ・指定金銭信託の３・９月末現在の主要な信託財産の残高表および収支状況表を、５月末または 11 月末以降店頭でご覧いただけます。